

流山コミュニティジョギーズ（流山CJ）会則

- (1) 名称 本会は「流山コミュニティジョギーズ」（略称：流山CJ）と称する
- (2) 目的 本会は、ジョギングとウォーキングなどの活動を通して、会員個々の健康を増進し、会員相互の親睦と融和をはかる
- (3) 会員 会員は、本会の会則を遵守し会の運営に協力する
新規入会者は、大会参加の意思の有る者とする
本会への入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し年会費を納入する
退会を希望する者は会長に退会を届け出る
会員が死亡した時は、自然退会とする
会費滞納者は退会の意思表示と理解し、退会扱いとする
- (4) 役員 本会に次の役員を置きます
会長・・・・・・1名
副会長・・・・・・1名
会計・・・・・・1名
幹事・・・・・・数名
会計監査・・・・1名
役員は総会において承認を得る
会長、副会長及びその他の役員は会計監査を兼務できない
役員任期は1年とし再任を妨げない
会長は本会を代表し、会務を総括する
副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する
会計は出納管理業務を担当する
幹事は会長、副会長を補佐して実務を担当する
会計監査は本会の会計、及び資産の状況を監査する
- (5) 運営 本会は円滑な運営を図るため、役員会を設置し、本会の諸事項について審議する
- (6) 総会 総会は本会の会員をもって構成する
総会は年1回12月に開催する
総会において、決算・予算・その他の諸事項について討議し、出席した会員の過半数の承認を得て、議決される
- (7) 役員会 役員会は、この会則で別に定めるものの他、次の事項を審議する
1) 総会に付議すべき事項
2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
役員会は、会長が必要と認めるとき招集する
会長は役員会の議長を務める
- (8) 会費 本会の会費は、1世帯/年間1,000円とする
但し、本会は必要に応じて臨時会費を徴収することがある
いかなる場合も会費の返納はしない
会費の変更は総会付議とする
- (9) 会計 年度本会の会計は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日までとする

- (10) 公式 行事本会は以下の行事を公式行事と定める
- 1) 5時間走（7月海の日の日曜日）
 - 2) ロッカー清掃（5時間走開催後の日曜日）
 - 3) 夏合宿（9月第1土曜、日曜）
 - 4) 流山ロードレースへの参加及び応援（10月当該大会開催日）
 - 5) 総会（12月中旬の日曜日）
 - 6) 忘年会（12月の総会開催日と同日）
- 各行事開催日は役員会で審議し、総会で承認する

(11) 資産の管理

本会の資産は、会長が管理する

本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される

- 1) 別に定める財産目録記載の資産
- 2) 会費
- 3) 活動に伴う収入
- 4) 資産から生ずる利子など

- (12) 会則 会則の変更は役員会で審議し、総会において出席会員の過半数の同意を得て決定する

改定履歴

2008年12月21日	制定
2009年12月20日	会費：1家族年間2,000円を1家族年間2,000円+1名1,000円に変更 行事：準公式行事を廃止し全て公式行事とする
2012年12月23日	行事：山登りハイキングを年間行事から削除
2013年12月21日	行事：流山ロードレースへの参加及び応援を追加
2014年12月21日	慶弔見舞金：病氣見舞金削除
2016年12月18日	行事：6kmコースゴミ清掃をお花見会とロッカー清掃に変更
2017年12月17日	行事：お花見会とロッカー清掃をロッカー清掃に変更
2019年12月22日	全面改定 目的：大会に参加されなくなっても会員と認めるため、「諸大会に参加する」を削除 役員：幹事から会計を独立 各役職の役割を明文化 会議：会議体を総会と役員会に分けて明記 会費：家族を世帯に変更 家族とは夫婦とその血縁関係にある者 世帯とは同居している家族 行事：天皇誕生日の移動に伴い表記変更 資産の管理：新たに資産管理を制定